

医療法人純正会 デイサービスセンター太陽・高蔵寺
介護予防・日常生活支援総合事業
第 1 号通所事業 介護予防通所相当サービス 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人 純正会が設置する医療法人純正会デイサービスセンター太陽・高蔵寺(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防通所型サービス(以下「通所型サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援者及び事業対象者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 通所型サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者、事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図り、以て利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 通所型サービスの提供に当たっては、春日井市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人純正会 デイサービスセンター太陽・高蔵寺
- (2) 所在地 愛知県春日井市藤山台三丁目 1 番地の 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名(常勤兼務)

管理者は、介護予防通所介護計画の作成、従業者の管理、通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため、適切な相談及び援助を行う。

(3) 看護職員 1 名以上

看護職員は、看護その他通所型サービスの提供を行う。

(4) 介護職員 5 名以上

介護職員は、介護その他通所型サービスの提供を行う。

(5) 機能訓練指導員 2 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練その他通所型サービスの提供を行う。

（営業日、営業時間等）

第 5 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。

（利用定員）

第 6 条 通所型サービスの利用定員は、35 人とする。

（通所介護の内容）

第 7 条 事業所が行う通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 介護サービス
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎
- (5) 食事の提供
- (6) 入浴(介助浴、特別浴)
- (7) 運動器機能、口腔機能の向上訓練

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、春日井市長が定める基準によるものの額とし、当該通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、春日井市長が定める基準によるものの額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、春日井市長が定める基準の額とする。

3 次条に定める通常の実施地域を越えて行う通所型サービスの送迎に要する交通費は1kmごとに100 円を徴収する。

4 食費については、700 円を徴収する。

5 その他、事業において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

9 利用者が通所型サービスの利用を前日 17 時 00 分以降にキャンセルした場合、食事費用を実費で

徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、春日井市とする。

（衛生管理等）

第 10 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は事業所内におけるすべての設備、器械及び器具の使用について、通所型サービス従事者の指示に基づき、当該施設サービスの利用に当たるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 通所型サービスに当たる従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害及び感染症対策）

第 13 条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるための避難、救出その他必要な訓練を定期的に行う。

2 事業者は、自然災害時に事業継続を可能とするための研修および計画の作成を行う。

3 事業所は、感染症流行下において事業継続を可能とするための研修および計画の作成を行う。

（虐待防止の為の措置に関する事項）

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための措置に関する指針を整備する。
- (3) 事業所は、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(3 か月に 1 回以上)実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束の禁止)

第 15 条 事業所は、身体拘束を禁止する為、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(3 か月に 1 回以上)に実施する。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(苦情処理)

第 16 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人純正会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。